

申請書等へのマイナンバー記入のお願い

平成 28 年 1 月以降、マイナンバーを利用する事務（裏面参照）に関する手続を行う場合、法令の規定により、申請書・届出書等に原則としてマイナンバーを記入していただくことになっています。

マイナンバーの利用は、マイナンバー法で定められた社会保障、税、災害対策分野の行政手続に限られ、それ以外でのマイナンバーの収集・保管等は禁止されています。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーの記入

「通知カード」又は「マイナンバーカード（個人番号カード）」に記載されている 12 桁のマイナンバー（個人番号）を申請書・届出書等に記入してください。

本人確認

マイナンバーが記入された申請書・届出書等をご提出いただく際、本人確認（身元確認と番号確認）をさせていただきますので、次の書類を提示してください。

身元確認 (申請者ご本人であることを確認)	番号確認 (ご記入いただいたマイナンバーが正しい番号であることを確認)
<p>運転免許証 又は パスポートなど ※</p> <p>【表面で身元確認】</p>	<p>通知カード 又は 住民票 (マイナンバー付き)</p> <p>【裏面で番号確認】</p>
<p>マイナンバーカード (個人番号カード) 身元確認と番号確認が 1 枚で可能です。</p>	

- ※ 写真付の身元確認書類：マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降に発行されたもの）、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳）、在留カード、特別永住者証明書
- ※ 写真なしの身元確認書類（税の手続を除き 2 点提示）：公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ※ その他、通知カードの氏名、住所（又は生年月日）が記載されている官公署等が発行したもの（事務の担当部署にご確認ください。）

《代理人が申請書等を提出する場合の必要書類》

本人の番号確認書類	代理人の身元確認書類	代理権の確認書類
本人の通知カード又はマイナンバーカード（個人番号カード）の写し	代理人のマイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート等	法定代理人の場合は戸籍謄本、登記事項証明書等 任意代理人の場合は委任状

- ✓ 本人確認書類は有効期間内のもの又はそれに準ずるものであることが必要です。その他の書類は、原則として提示日において発行・作成から 3 ヶ月以内のものとしします。
- ✓ 本人確認書類を用意できない場合の対応は事務の担当部署（裏面参照）にご確認ください。

マイナンバーを利用する事務

立川市においてマイナンバーを利用する事務は次のとおりです。

事 務		担当部署
住民票	転居、結婚などの住所、氏名等が変わるときの事務（通知カード又はマイナンバーカード（個人番号カード）に記載事項の変更記録を追記します。）	市民課
税金	個人市民税、固定資産税、軽自動車税の賦課徴収に関する事務	課税課、収納課
子育て・ 学校保健	児童扶養手当、児童手当、児童育成手当、特別児童扶養手当の支給に関する事務	子育て推進課
	小児慢性疾患医療費の助成、ひとり親家庭等の医療費助成、乳幼児の医療費助成、義務教育就学児の医療費助成、未熟児等の養育医療費の支給、障害児等の自立支援医療費（育成医療）の支給に関する事務	子育て推進課
	母子家庭等への資金の貸し付け、母子家庭等の日常生活支援、母子・父子家庭自立支援給付金の支給に関する事務	子育て推進課
	保育所等の入所及び保育料に関する事務	保育課
	市立保育園児、義務教育就学児を対象とする災害共済給付に関する事務	保育課、学務課
	義務教育就学児の指定疾病医療費の援助に関する事務	学務課
生活援護	戦傷病者及び戦没者遺族への援護、中国残留邦人への支援に関する事務	福祉総務課
	生活保護、分娩介助等の入院助産、母子生活支援施設での保護に関する事務	生活福祉課
障害者福祉	障害児通所、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、自立支援給付、自立支援医療費（精神通院医療、更生医療）、難病医療費の助成、重度心身障害者手当に関する事務	障害福祉課
	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務（身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法関連）	障害福祉課
高齢者福祉	介護保険に関する事務	介護保険課
	福祉の措置（居宅介護又は老人ホーム入所）の実施に関する事務	高齢福祉課
保健・医療	保健指導、新生児の訪問、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務	健康推進課
	予防接種、健康診査に関する事務	健康づくり担当課
	国民健康保険、後期高齢者医療保険に関する事務	保険年金課、収納課
	国民年金、特別障害者給付金に関する事務	保険年金課

※ これらの事務に関する手続であっても、すべての申請書・届出書等にマイナンバーの記入が必要となる訳ではありません。詳細は、上記の担当部署にご確認ください。

